

納めLINE

令和元年度第1号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

「しっかり学ぶ、役立てる。」～平成31年度滞納整理マネジメント研修Ⅰ（仙台市主催）を受講して～

4月19日（金）仙台市役所で東京都主税局荒川都税事務所
の藤井朗所長を講師に「滞納整理マネジメント研修Ⅰ」が
仙台市主催で開催されました。研修は滞納整理を担当する組
織の管理者向けに「組織業務の進行管理」や「人材育成」を
主なテーマに行われ、当機構の職員も受講しました。組織で
業務を行なう上で大切となるポイントを、理論だけではなく
実体験を交えながら説明を受け、受講者は熱心に傾聴してい
ました。組織目標を達成するためには、組織内での意思統一
が最も重要であり、管理者が目標や職員間の意見交換ができ
る場の設定などを行うことで一つの方向を向いて業務を行える
ということでした。



また組織業務を遂行する上での妨げになるものの一つとして「前例の踏襲」を挙げられていました。職員
の不足や業務の増大などの職場環境の変化に対応するためにも、目標達成に向けて必要なものかの見直しを
しながら、効率的に業務を進めていく必要があるということでした。

私たち公務員は人事異動で必ず定期的な組織人員の入れ替えが行われます。組織を良い形で維持していく
には管理者による目標達成のための進行管理や人材育成が大切となってきます。これまでの例に囚われるこ
となく、今回の研修で学習したことをそれぞれの立場でマネジメントに役立てる必要があると感じました。

・いかがでしょう？～紙面をリニューアルしました～

今年度で機構が発足して11年目となり、また、5月からの改元により平成から令和に移行した節目
の年になります。それに併せてこの「宮城県地方税滞納整理機構通信納めライン」もこれまでの縦
書きから横書きに一新いたしました。また、新たに本号から税に関する豆知識を紹介する「ちょっと教
えて?!税金Q&A」を連載するなどより一層、見やすい、わかりやすい、読みやすい、広報誌を目指し
て参りますのでよろしくお願いいたします。

令和元年本格的業務スタート

5月1日より令和元年がスタートしました。機構は令和2
年度末が設置期限となっているので、今年度は最終年度の
前年度となります。

令和元年の機構参加自治体は、石巻市、塩竈市、気仙沼
市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、
富谷市、大河原町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、色
麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に宮城
県を含めた22団体です。

機構の事務局は県庁15階の宮城県総務部地方税徴収対
策室及び宮城県登米合同庁舎2階（登米市駐在）にあり、
県職員6名と参加市町からの派遣職員13名の計19名が
徴収専門職員として配置されています。

今年度も4月中旬から事案引受手続きを開始し滞納整理
に着手しました。昨年度は分散型機構及び出張型職員制度
の初年度ということで、様々な課題もありましたが、県と
市町村との密接な連携のもと、徴収業務の向上に取り組み、
滞納額の縮減を目指してまいります。

令和元年 宮城県地方税滞納整理機構所属状況



・納税者の皆様へ～2つの視点～

昨年度より地方税徴収対策室登米市駐在として任務させていただいております、宮城県地方税滞納整理機構（以下「機構」と使います）事務局次長の大村でございます。

登米市駐在の運営に関しまして、県税事務所及び市町の関係者の皆様にご協力を賜り今年設置2年目を迎えております。心より感謝申し上げます。

さて今回、機構機関誌への原稿掲載の機会をいただきましたので2題、2つの視点での話を述べさせていただきます。紙面の関係上、2回に分けて掲載させていただきます。

（視点の1）「納税者の皆様へお伝えしたいこと」

機構設立10年目突入を契機に昨年度行われた「パネルツアー」は多くの方にご覧いただきました。そのパネルの1枚目、納税者の皆様への機構からのメッセージを掲載できました事、私個人としては感無量です。（「パネルツアー」については「納めLINE」平成30年度第3号に掲載）

私こと、徴税吏員の地位を有してから15年超。お相手をさせて頂いた方は数パーセントの税を滞納させている方が殆どです。90数パーセントの既に納税をしていただいた皆様からは、お話を伺う機会があまり有りません。

納税は「国民の義務である」とされているとはいえ、税に対するお考え、経済のご事情も様々であると思います。この、「様々なご事情がありながらも納税を頂いた事実」。私どもは納税いただいた皆様からの行為を私たちに対する「ご意見」として謹んで承り、「一部の滞納者だけが滞納しているという事実」と真剣に向かい合わなければなりません。皆様から納税という行為で頂いたご意見の公平性を地方自治体職員として堅持するためにも徴税吏員としての務めを果たして参りたいと考えております。

（今回は、徴税吏員向け、特に機構職員向けの話しを掲載させていただきます。）

・活動結果報告（平成30年度）

平成30年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動結果をお知らせいたします。

○引受案件・滞納金額（本税）571件・5億562万4677円

○徴収金額（本税）2億4126万7054円

○差押件数 296件 3802万2127円

引受件数276件（1億7237万9823円）が完納、徴収率は47.7%でした。このほか滞納者の生活状況を把握するための納税相談を108件行いました。また、滞納者の実情を把握した上で滞納処分執行停止等の納税緩和措置を適用するなど、適切な滞納整理を心掛けました。徴収業務のほかにも、研修会の開催などによる市町村支援活動、合同公売会への支援、テレビ等のマスメディアを活用した広報活動を行いました。

なお、昨年度は県北部地域の滞納整理の効率化を図るため、登米合同庁舎に駐在が設置された年でありました。



・ちょっと教えて?! 税金 Q&A～納税者向けコンテンツ～

問. 延滞金ってどれくらいかかるの?

答. 延滞金計算の一例として(※1) 納期限が令和元年5月7日、税額10万円を令和2年3月31日に納めると7,400円の延滞金を納めていただくことになります。

計算式) 日数A(※2): $100,000 \text{円} \times 2.6\% \times 31 \text{日間} \div 365 \text{日} \approx 220 \text{円}$

日数B(※3): $100,000 \text{円} \times 8.9\% \times 298 \text{日間} \div 365 \text{日} \approx 7,266 \text{円}$

$220 \text{円} + 7,266 \text{円} = 7,486 \text{円}$ 延滞金額 7,400円(100円未満切り捨て)

※1 延滞金を計算する際の端数処理は自治体によって異なる場合があります。

※2 納期限後1か月を経過するまでに延滞した期間の日数、延滞金割合は2.6%

※3 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の日数、延滞金割合は8.9%

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



滞納整理機構
キャラクター
おさむね君